

愛知県医師会交響楽団 規程

(名 称)

第1条 本楽団は、愛知県医師会交響楽団と称する。

(本部所在地)

第2条 本楽団の本部は、名古屋市中区栄四丁目14番28号愛知県医師会館に置く。

(組 織)

第3条 本楽団は、原則として公益社団法人愛知県医師会（以下「本会」という。）会員及び医療関係者を団員として組織し、その団員資格については別途愛知県医師会交響楽団細則で定めるものとする。

(目 的)

第4条 本楽団は、音楽活動を通じ、本会と同様に人類社会の相互理解と福祉に奉仕することを目的とする。

(事 業)

第5条 本楽団は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 本会の主催、共催、後援する行事への参加
- (2) 本会の推し進める社会的、福祉的、啓蒙的、文化的活動への参加
- (3) 本会の推し進める国内外の人的、文化的交流への参加
- (4) 関係する諸団体が主催する行事への参加
- (5) その他、本楽団の目的を達成するために必要な活動

(運営協議会)

第6条 本楽団の円滑な運営を図るために運営協議会を設置し、次の役員を置く。その他、運営協議会に関することは、別途愛知県医師会交響楽団細則にて定める。

- (1) 団長は、本会会長とする。
- (2) 部長は、団長が本会理事会に諮り本会副会長の中から1名を選任する。
- (3) 副部長は、団長が本会理事会に諮り、本会理事から1名を選任し、部長が本会会員である団員の中から1名を選任する。
- (4) 幹事は、部長が本会会員である団員の中から若干名を選任する。
- (5) 監事は、2名とし、1名は部長が本会会員である団員の中から1名選任し、1名は 本会事務局長とする。

(運営委員会)

第7条 副部長(団員)は、必要に応じて運営委員会を招集することができる。招集以外の組織に関することは、別途愛知県医師会交響楽団細則にて定める。

(総 会)

第8条 総会は、年1回副部長(団員)が招集するものとする。招集以外の組織に関することは、別途愛知県医師会交響楽団細則にて定める。

(財務及び会計)

第9条 本楽団の財務及び会計には運営協議会が当たる。

2 幹事の中に会計担当者を置く。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

4 経費に関することは、別途愛知県医師会交響楽団細則にて定める。

(そ の 他)

第10条 本楽団の運営に必要な事項が生じたときは、その都度運営協議会において協議する。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、運営協議会の審議に基づき、本会理事会の議を経て改正するものとする。

付 則 この規程は、平成12年8月 1日から施行する。

この規程は、平成25年6月 8日から施行する。

この規程は、平成30年3月 8日から施行する。

この規程は、平成30年9月13日から施行する。

この規程は、令和3年12月23日から施行する。

この規程は、令和8年3月25日から施行する。